

# 「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等使用ガイドライン

## 第 1 条 目的

1. JICA ボランティア事業は日本政府の ODA 予算により、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣している事業であり、その主な目的は、以下の 3 つです。
  - （1）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
  - （2）異文化社会における相互理解の深化と共生
  - （3）ボランティア経験の社会還元
2. 「JICA 海外協力隊 60 周年」のロゴマークは、2025 年が事業発足 60 周年にあたることから、1 年を通して周年事業を実施し、より多くの方々に JICA 海外協力隊事業を周知し、理解いただく目的で制定しました。
3. 「JICA 海外協力隊 60 周年」のロゴマークは、60 周年を迎えるにあたり美術、デザイン、服飾といった帰国隊員、現役隊員から応募を募り、JICA 内での投票を経て制定したものです。今回の 60 周年ロゴマークは「日本と開発途上国をむすぶ架け橋」と題されており、開発途上国発展のための JICA 海外協力隊の多種多様性を虹色の架け橋として表現し、日本と途上国との協力関係を表現したものになっています。
4. 「JICA 海外協力隊 60 周年ロゴマーク等使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「JICA 海外協力隊 60 周年」のロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

## 第 2 条 定義

本ガイドラインで規定する「「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等」とは、別表 1 に定めるロゴマークです。

## 第 3 条 管理者

「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等の管理者は、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局です。

なお、同ロゴマーク等の著作者は、製作者の協力隊員経験者である山根文子氏です。

## 第 4 条 使用適用者

1. JICA 関係者については本ロゴの利用は可能です。
2. JICA 外の方で「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等を使用できるのは、「JICA 海外協力隊事業」の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者であって、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局からの承認を受けた者

に限ります。

## 第5条 申請方法と承認手続き

1. 「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等の使用の承認を受けようとする者は、原則として承認を受けようとする1ヶ月前までに、申請書（別紙1）をJICA 青年海外協力隊事務局参加促進課まで提出ください。
2. 上記1. の規定に関わらず、下記いずれかに該当する場合は申請の必要はありません。
  - （1）全国の協力隊を育てる会、協力隊OV会、外務省が、第1条2項の目的に沿って使用する場合。
  - （2）新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合。
3. 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局は、申請内容を審査した上で、「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等の使用の可否を申請者に直接連絡するとともに、ロゴマークの電子データを送付します。ロゴマークの使用に当たっては、送付された電子データをご利用ください。
4. なお本ロゴの使用期間は申請日から2026年3月31日までとなります。

## 第6条 報告

「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等の使用者は、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告することとします。

## 第7条 不正使用と承認の取り消し

1. 「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等の使用承認後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等の使用承認を取り消します。
  - （1）本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局からの是正指示に応じないとき
  - （2）使用内容と申請内容が著しく異なるとき
  - （3）使用者が関連行事の実施等に当たって、「JICA 海外協力隊」の信用を傷つける行為を行ったとき
  - （4）使用者が関連行事の実施等に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
  - （5）公序良俗に反するとき
2. 使用承認の取り消しを受けた者は、ロゴマークの画像データを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

## 第8条 規約の変更

本規約は、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局により、事前の通知なく変更される場合があります。

問い合わせ・ 申請先

独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局参加促進課

〒100-8959 東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル

メールアドレス: [jvtp@jica.go.jp](mailto:jvtp@jica.go.jp)

(別表1)

具体的な使用方法については、「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等使用ガイドライン」を参照してください。

使用する場合にはカラーは背景白とし、背景の色がある場合はモノクロあるいは白抜きでご利用ください。

また名刺サイズなど、小さく利用する場合は例に合わせた大きさと使用も認めることとします。背景は白でご利用ください。

JICA海外協力隊発足60周年記念ロゴ

日本と開発途上国をむすぶ架け橋

開発途上国発展のためのJICA海外協力隊の多種多様性を  
 虹色の架け橋として表現し、日本と途上国との協力関係を表現しました。  
 架け橋の色はSDGsアイコンの意味を参考にしました。

60周年ブルー C100M70Y0K0	医療福祉 C81M15Y100K2	産業・技術 C0M71Y98K0	教育 C16M100Y86K7
------------------------	----------------------	---------------------	--------------------



カラー(背景白のみ)



モノクロ(背景色あり)

白抜き(背景色あり)

JICA海外協力隊発足60周年記念ロゴ案 使用例

日本と開発途上国をむすぶ架け橋

開発途上国発展のためのJICA海外協力隊の多種多様性を  
 虹色の架け橋として表現し、日本と途上国との協力関係を表現しました。  
 架け橋の色はSDGsアイコンの意味を参考にしました。

60周年ブルー C100M70Y0K0	医療福祉 C81M15Y100K2	産業・技術 C0M71Y98K0	教育 C16M100Y86K7
------------------------	----------------------	---------------------	--------------------

名刺サイズ例



名刺サイズ例 文字型バージョン



表示例:カラー使用は背景白のみ



カラー

背景に柄などが入る場合→使用不可



カラー

モノクロ

白抜き

最小サイズ20x20



背景色が濃→白抜き



カラー

モノクロ

白抜き

背景色が薄→モノクロ



カラー

モノクロ

白抜き

(別紙1)

「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等使用申請書

年 月 日

「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり申請します。

1. 申請者

- ① 名称
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 代表者
- ⑤ 担当者名
- ⑥ 担当者連絡先 (Tel/Email)

2. 使用目的

3. 使用方法 (具体的に記入いただき掲載時のイメージ画像を添付ください)

4. 使用期間 (使用期間は申請日から 2026 年 3 月 31 日まで)

年 月 日～ 年 月 日まで

上記のとおり「JICA 海外協力隊 60 周年」ロゴマーク等を使用することを認めます。  
なお、使用に当たっては下記の事項を遵守ください。

記

1. ロゴマーク等使用品の現物 1 点または現物の写真を提出すること。
2. 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
3. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと